

中央三井アセットの

年金情報

- 厚生年金基金
- 確定給付企業年金
- 確定拠出年金
- 適格退職年金
- 公的年金
- その他

平成 23 年 12 月 1 日
中央三井アセット信託銀行株式会社
年金コンサルティング部

この度の東日本大震災における被災地域にお住まいの皆様におかれましては、心よりお見舞い申し上げますとともに、一日も早い復興をお祈り申し上げます。

◆確定拠出年金法施行令及び確定拠出年金法施行規則の一部改正に伴う通知の出状について◆

確定拠出年金法施行令及び確定拠出年金法施行規則の一部改正に伴い、平成23年11月28日に以下の通知が厚生労働省から出状されました。

- ✓ 「確定拠出年金制度について」の一部改正について
- ✓ 「確定拠出年金の企業型年金規約に係る規約の承認基準等について」の一部改正について

概要は以下のとおりです。

1. 「確定拠出年金制度について」の一部改正について

- (1) 企業型年金加入者(以下「加入者」といいます。)が企業型年金加入者掛金(以下「加入者掛金」といいます。)を拠出できることを企業型年金規約に定める場合は、当該掛金の拠出は、加入者自らの意思により決定できるものでなければならないこと。
- (2) 加入者掛金の額は、複数の具体的な額から選択できるようにしなければならないこと。
- (3) 加入者掛金の額を複数設定する場合は、加入者が拠出できる最大の範囲で加入者掛金の額が設定できるよう努めなければならないこと。
- (4) 加入者掛金の額の変更に関する取扱いは、以下のとおりであること。
 - ① 確定拠出年金法施行令(以下「令」といいます。)第6条第4号中の年1回の「年」は、事業年度や暦年など企業型年金規約において実施事業所ごとに設定すること。
 - ② 加入者掛金の拠出を開始する際にその額を決定する場合は、令第6条第4号中の「変更」には当たらないこと。
 - ③ 令第6条第4号中の「変更」は、実施事業所ごとに管理されるものであり、加入者の移動前の実施事業所での加入者掛金の額の変更は、移動後の実施事業所での加入者掛金の額の変更には含まれないこと。
 - ④ 1回の加入者掛金の額の変更において、あらかじめ複数月分の加入者掛金の額の変更指定を行うことは複数回の変更になるため認められないこと。



⑤ 令第6条4号又は確定拠出年金法施行規則(以下「規則」といいます。)第4条の2第1号から第3号に掲げる場合は、あらかじめ、企業型年金規約に定めるときは、加入者から事業主に対する変更の指図は不要であること。

ただし、加入者掛金の額を指図なしに変更を行った場合は、当該加入者に対し速やかにこれを報告するものであること。

【ご参考】

確定拠出年金法施行令

(企業型年金に係る規約の承認の基準に関するその他の要件)

第6条 四 企業型年金加入者掛金の額は、次に掲げる場合を除き、年一回に限り変更することができるものであること。

イ 各企業型年金加入者に係る事業主掛金の額が引き下げられることにより、当該事業主掛金の額が当該企業型年金加入者に係る企業型年金加入者掛金の額を下回ることとなる場合において、当該企業型年金加入者掛金の額が当該事業主掛金の額を超えないように変更する場合

ロ その他厚生労働省令で定める場合

確定拠出年金法施行規則

(企業型年金加入者掛金の額の変更の例外)

第4条の2 令第六条第四号ロの厚生労働省令で定める場合は、次のとおりとする。

一 各企業型年金加入者に係る事業主掛金の額が引き上げられることにより、当該事業主掛金の額と当該企業型年金加入者に係る企業型年金加入者掛金の額との合計額が法第二十条に規定する拠出限度額(※)を超えることとなる場合において、当該合計額が当該拠出限度額を超えないように当該企業型年金加入者掛金の額を変更する場合

二 企業型年金規約で定めた企業型年金加入者掛金の額の決定の方法が変更されることにより、企業型年金加入者が拠出していた企業型年金加入者掛金の額を拠出することができなくなる場合において、当該額を当該変更後の決定の方法による額に変更する場合

三 企業型年金加入者掛金の額を零に変更する場合

四 企業型年金加入者掛金の額を零から変更する場合

※他の企業年金がある場合：25,500円 他の企業年金がない場合：51,000円



(5) 「不当に差別的なものでないこと」の内容

令第6条第2号中の「不当に差別的なものでないこと」とは、例えば、次に掲げる場合について該当しないものであること。

- ① 一定の資格（職種・勤続期間・年齢）を設けて、加入者掛金の額の決定又は変更方法等に差を付けること。
- ② 事業主返還において、加入者掛金の拠出があるにも関わらず加入者であった者への返還額が零であること。

【ご参考】

確定拠出年金法施行令

（企業型年金に係る規約の承認の基準に関するその他の要件）

第6条 二 事業主掛金の額の算定方法、企業型年金加入者掛金の額の決定又は変更の方法、法第二十三条第一項の規定により提示される運用の方法の数又は種類、法第二十五条第一項の規定により運用の指図を行うことができる回数、企業型年金の給付の額の算定方法及びその支給の方法、法第三条第三項第十号に規定する返還資産額、企業型年金の実施に要する事務費の負担の方法その他の事項は、特定の者について不当に差別的なものでないこと。

(6) 「不当に制約されるものでないこと」の内容

令第6条第5号中の「不当に制約されるものでないこと」とは、加入者の意思を正確に反映されないものであり、例えば、次に掲げる場合について該当しないものであること。

- ① 加入者掛金の額の指定がなかった者は、特定の加入者掛金の額を選択したものとする（デフォルト）を設けること。
- ② 加入者掛金の額が毎年自動的に増加又は減少することを設けること。

【ご参考】

確定拠出年金法施行令

（企業型年金に係る規約の承認の基準に関するその他の要件）

第6条 五 企業型年金加入者掛金の額の決定又は変更の方法が事業主によって不当に制約されるものでないこと。



2. 「確定拠出年金の企業型年金規約に係る規約の承認基準等について」の一部改正について

(1) <規約記載事項> 加入者掛金の額の決定又は変更の方法等に関する事項（加入者が掛金を拠出する場合）

※上記規約記載事項に関する規約承認事項及び審査要領は以下のとおりです。

<規約承認事項1> 加入者が自ら掛金を拠出する場合には、あらかじめその旨企業型年金規約に定められていること。

⇒<審査要領>

- ・加入者が、企業型年金加入者期間の計算の基礎となる各月につき、自ら掛金を拠出することができることが明記されていること。
- ・加入者掛金の拠出は、加入者自らの意思により決定できるものでなければならないこと。
- ・加入者掛金の拠出を開始する場合の手続きが定められていること。

<規約承認事項2> 加入者に係る加入者掛金の額が当該加入者に係る事業主掛金の額を超えないように加入者掛金の額の決定及び変更の方法が定められていること。

⇒<審査要領>

- ・事業主掛金の額と加入者掛金との合計が法第20条に規定する拠出限度額(他の企業年金がある場合：25,500円 他の企業年金がない場合：51,000円)を超えてはならないこと。
- ・加入者掛金の額は、事業主掛金の額を超えてはならないこと。
- ・加入者掛金の額は、複数の具体的な額から選択できるようにしなければならないこと。

<規約承認事項3> 加入者掛金の納付時期について定められていること。

⇒<審査要領>

- ・加入者掛金を拠出する加入者は、毎月の加入者掛金を翌月末日までに事業主を介して資産管理機関に納付することが明記されていること。

<規約承認事項4> 加入者掛金について、前納及び追納することができないものであること。

<規約承認事項5> 加入者掛金の額については、各加入者に係る加入者掛金の額が当該加入者に係る事業主掛金の額を超えないように変更する場合その他厚生労働省令で定める場合を除き、年一回に限り変更することができるものであること。

⇒<審査要領>

- ・令第6条第4号中の「年1回」の「年」について、実施事業所ごとに事業年度や暦年などの記載がされており、その年の基準となる日が定められていること。
- ・加入者掛金の額は、以下の場合を除いて年一回に限り変更ができることが明記されていること。

- ①各加入者に係る事業主掛金の額が引き下げられることにより、当該事業主掛金の額が当該加入者に係る加入者掛金の額を下回ることとなる場合において、当該加入者掛金の額が当該事業主掛金の額を超えないように変更する場合。
- ②各加入者に係る事業主掛金の額が引き上げられることにより、当該事業主掛金と当該加入者掛金との合計額が法第20条に規定する拠出限度額(他の企業年金がある場合：25,500円 他の企業年金がない場合：51,000円)を超えることとなる場合において、当該合計額が当該拠出限度額を超えないように当該加入者掛金の額を変更する場合。
- ③企業型年金規約で定めた加入者掛金の額の決定の方法が変更されることにより、加入者が拠出していた加入者掛金の額を拠出することができなくなる場合において、当該額を当該変更後の決定の方法による額に変更する場合。
- ④加入者掛金の額を零に変更する場合。
- ⑤加入者掛金の額を零から変更する場合。



- ・上記①～④の変更に際し、あらかじめ、企業型年金規約に定めるときは、加入者から事業主に対する変更の指図は不要であること。また、事業主は加入者の指図なしに変更した場合は、当該加入者に速やかに報告することが明記されていること。
- ・加入者掛金の額の変更月をあらかじめ規約で定める場合は、その変更月が明記されていること。ただし、①～④に掲げる場合は、毎月変更ができるものであること。

〈規約承認事項6〉事業主が加入者掛金を給与から控除することができる旨定められていること。

⇒〈審査要領〉

- ・加入者掛金の納付を給与控除で行う事業主は、前月分の加入者掛金（当該加入者がその実施事業所に使用されなくなった場合においては、前月分及びその月分の加入者掛金）を加入者の給与から控除することができる旨明記されていること。

〈規約承認事項7〉加入者掛金の額の決定又は変更の方法が事業主によって不当に制約されるものでないこと。

(2) 〈規約記載事項〉実施事業所に使用された期間が3年未満である場合において、その者の個人別管理資産のうち当該事業主掛金に相当する部分として政令で定めるものの全部又は一部を当該事業主に返還することを定めるときは当該返還資産額の算定方法に関する事項

※上記規約記載事項に関する規約承認事項及び審査要領は以下のとおりです。

〈規約承認事項〉事業主返還金は、事業主が拠出した事業主掛金の額とする。ただし、当該事業主に資産を返還する日における個人別管理資産額（以下に掲げる者に係る個人別管理資産額を除き、加入者掛金を拠出した者、又は他の制度からの移換金がある者については当該事業主掛金を原資とする部分に限る。）が上記事業主掛金の額より少ないときは、当該個人別管理資産額とする。

①加入者の資格を喪失した日において当該企業型年金の障害給付金の受給権者である者

②次のいずれかに該当するに至ったことにより加入者の資格を喪失した者

- ・死亡したとき
- ・その使用される事業所等が、確定拠出年金実施事業所でなくなったとき
- ・企業型年金規約に定められている資格を喪失したとき(規約の変更に係る場合に限る)
- ・60歳に到達したとき

⇒〈審査要領〉

- ・事業主返還額については、上記規約承認事項の内容に違反しないこと。

(参考) 事業主返還額は、原則として事業主掛金の額となる。ただし、加入者が運用を行った結果、事業主掛金の額を下回った場合には、その者の個人別管理資産額となる。

- ・加入者掛金を拠出している場合には、事業主返還について、事業主掛金を原資とする部分と加入者掛金を原資とする部分との按分方法を明記しておくこと。その際、加入者掛金の拠出があるにも関わらず、加入者への返還額が零とはならないようにすること。
- ・実施事業所に使用された期間には、育児休業、介護休業等の休職期間を含むものであること。

(3) 〈規約記載事項〉その他政令で定める事項

※上記規約記載事項に関する規約承認事項は以下のとおりです。

〈規約承認事項〉事業主掛金の額の算定方法、加入者掛金の額の決定又は変更の方法等が特定の者について不当に差別的なものでないこと。

以上

